

平成二十年六月六日受領
答弁第四四七号

内閣衆質一六九第四四七号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が「社会通念に照らしてあつてはならない」と認識している特定の国会議員と同省との過去の関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が「社会通念に照らしてあつてはならない」と認識している特定の
国会議員と同省との過去の関係に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の者は、平成二十年五月二十九日現在、外務省参与である。

二について

外務省としては、御指摘の調査は、外務省外からの第三者として任命された外務省参与の下で公正に行
われたものと認識している。

三から五までについて

先の答弁書（平成十九年三月二十三日内閣衆質一六六第一一六号）三から六までについてでお答えした
とおり、御指摘の調査が外務省の対応に関する事実関係を中心として行われたものであり、鈴木宗男衆議
院議員については、御指摘の聞き取り調査の対象には含まれなかった。御指摘の調査を行うために外務省
の数多くの職員が様々な形で御指摘の園部参与を補佐する形で参加していたものだが、外務省において確
認した範囲では、同議員が御指摘の聞き取り調査の対象に含まれなかったことに係る決定に関する文書は

確認されなかったことから、お尋ねにお答えすることは困難である。

六について

「御指摘の職員以外の者」とは、御指摘の工事を受注した企業の従業員である。

七について

御指摘の調査に当たっては、調査対象者に不利益が及ぶおそれがあること等から、調査の適正さを確保するため、個々の聴取内容を公にしないことを前提に行われたものであり、お尋ねの質問事項の具体的な文言を明らかにすれば、聴取内容が推認されるおそれがあることから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

八について

御指摘の調査に当たっては外務省の対応に関する事実関係について行われたものである。

九について

御指摘の「外務省と北海道根室管内の市町との間で、同地域が北方領土問題原点の地であることに鑑み、北方領土における人道支援を行う際には、これら根室管内市町に配慮し、同地域の地元業者を優先する旨

の取り決めがなされた」ことは確認されておらず、外務省としては、御指摘の調査は、外務省外からの第三者として任命された外務省参与の下で公正に行われたものと認識している。

十について

御指摘の文書にあるとおり、「国後島緊急避難所兼宿泊施設建設工事」及び「国後島棧橋改修工事」の入札参加資格の決定過程において、外務省欧亜局関係者（当時）が鈴木宗男衆議院議員の意向に配慮しすぎたことは問題であったと認識している。